

## 中期目標（案）の新旧対照表（修正部分のみ）

地方独立行政法人市立吹田市民病院中期目標（案）（H25. 5. 13）	地方独立行政法人市立吹田市民病院中期目標（修正案）
<p>前文</p> <p>吹田市内には、国立循環器病研究センター、大阪大学医学部附属病院といった特定機能病院や、市立吹田市民病院、済生会吹田病院、済生会千里病院などの急性期病院が整備されており、多くの医療機関が集積している。</p> <p>その中でも吹田市民病院は、<u>地域の中核病院として</u>、急性期医療、高度医療及び救急医療の提供を中心に、<u>市民のための病院としての機能</u>がこれからも期待される。今後更に公立病院としての役割を果たしていくためには、<u>市民に必要とされる病院として</u>患者ニーズの変化を的確に捉え、それに応じた良質な医療を提供するとともに、経営の効率化や経営基盤の安定化を図る必要がある。</p> <p>そうしたことから、医療環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するとともに、経営の自由度を高め、経営責任を明確にし、より効率的な運営を可能とする地方独立行政法人に移行することとした。それにより、引き続き公立病院としての役割を果たすこと、そして医師をはじめ全職員の経営に対する意識改革を図り、目標達成に向け一丸となった協力体制を構築することで、サービスの向上と効率的な運営を行うことを求め、ここに病院の基本方針となる中期目標を定めるものである。</p> <p>今後、吹田市民病院がこの中期目標に基づき、地方独立行政法人としての強みを発揮しながら、市民の生命と健康を守るという目的を十分に達成することを期待する。</p>	<p>前文</p> <p>吹田市内には、国立循環器病研究センター、大阪大学医学部附属病院といった特定機能病院や、市立吹田市民病院、済生会吹田病院、済生会千里病院などの急性期病院が整備されており、多くの医療機関が集積している。</p> <p>その中でも吹田市民病院は、「<u>市民とともに心ある医療を</u>」の<u>基本理念に基づき</u>、急性期医療、高度医療及び救急医療の提供を中心に、<u>地域の中核病院としての機能を発揮することが</u>これからも期待される。今後更に公立病院としての役割を果たしていくためには、患者ニーズの変化を的確に捉え、それに応じた良質な医療を提供するとともに、経営の効率化や経営基盤の安定化を図る必要がある。</p> <p>そうしたことから、医療環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するとともに、経営の自由度を高め、経営責任を明確にし、より効率的な運営を可能とする地方独立行政法人に移行することとした。それにより、引き続き公立病院としての役割を果たすこと、そして医師をはじめ全職員の経営に対する意識改革を図り、目標達成に向け一丸となった協力体制を構築することで、サービスの向上と効率的な運営を行うことを求め、ここに病院の基本方針となる中期目標を定めるものである。</p> <p>今後、吹田市民病院がこの中期目標に基づき、地方独立行政法人としての強みを発揮しながら、市民の生命と健康を守るという目的を十分に達成することを期待する。</p>

地方独立行政法人市立吹田市民病院中期目標（案）（H25. 5. 13）	地方独立行政法人市立吹田市民病院中期目標（修正案）
<p>第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2 質の高い医療の提供</p> <p>(2) 信頼される医療の実施</p> <p>「市民とともに心ある医療を」の理念のもと、全ての市民に対して良質な医療を提供することにより、患者や地域住民との信頼関係を築き<u>上げ</u>患者に選ばれる病院を目指すこと。</p>	<p>第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2 質の高い医療の提供</p> <p>(2) 信頼される医療の実施</p> <p>「市民とともに心ある医療を」の理念のもと、<u>インフォームド・コンセント（患者が受ける医療について、納得できる説明や情報提供を行い、医療従事者の助言・協力を得たうえで適切な医療を患者自らの意思で選択し、受けることができること。）の実施やセカンド・オピニオン（治療法等について、担当医以外の医師の意見を聴き、参考にすること。）の充実等、全ての市民に対して良質で患者を中心とした医療を提供することにより、患者や地域住民との信頼関係を築き、<u>患者に選ばれる病院を目指すこと。</u></u></p>
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 職員の意識改革</p> <p>地方独立行政法人に移行するにあたって、<u>従来の公務員体質からの脱却を図り、中期目標を十分に達成できるよう職員の意識改革を図る手段を講じること。</u></p>	<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 職員の意識改革</p> <p>地方独立行政法人に移行するにあたって、中期目標を十分に達成できるよう、<u>経営への参画意識を高めるなど職員の意識改革を図る手段を講じること。</u></p>